

第14回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年5月16日（金）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 議事

- (1) 先進地視察の報告について 【資料1】
- (2) 条例素案たたき台の検討 【資料2】
- (3) 市民周知の方法について 【資料3、資料4】

3 その他

4 閉会

【配付資料】

- 資料 1 先進地（帯広市）視察 概要
- 資料 2 素案のたたき台 検討順について
- 資料 3 市民への情報提供について
- 資料 4 自治基本条例の主なポイント
- 参考資料 1 平成 26 年 2 月議会での質疑要旨
 感想記入シート

【第 1 3 回検討委員会資料】

- 資料 3－1（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）
- 資料 3－2（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）検討用資料
- 資料 3－3（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）掲載条項一覧

先進地（帯広市）視察 概要

1. 帯広市まちづくり基本条例の概要

(1) 条例制定の経過

H16：庁内研究会で検討開始（9 回開催）

H17：市民検討委員会で検討開始（委員 15 名、18 回開催）

H18：提言書取りまとめ、条例素案作成、議会可決

H19：条例施行

(2) 条例の特色

- ・ 市民意見と市民参画を重視（条例趣旨を体現）
- ・ 「前文」は市民（4 名）が起草
- ・ 「住民投票」は「個別型」として整理
- ・ 「議会」に関する条項はなし
- ・ 「見直し条項」を設けて形骸化を防止

(3) 条例の見直し（適合状況等の検討）

H22：市民アンケート調査

H23：市民検討委員会による検討（委員 10 名、9 回開催）

結論：「条文の見直しは必要なし」「取り組みの一層の充実が必要」

2. 質疑

問 1：条例制定時の市民周知手法と、それに対する市民の反応は。

答 1：H17～H18 にかけて、市民ワークショップを 3 回開催しのべ 67 人参加、高校生ワークショップを 1 回開催し 34 人参加、合計 101 人の参加を得た。

問 2：条例の適合状況検討についての議論はどのようなものか。

答 2：市民検討委員会から「条文の見直しは不要だが、取り組みを充実させるべき」との提言を受けた。

それを受け、行政として「市民意見聴取推進の基本的事項」を作成し、重要な計画等の策定などへの市民意見聴取向上のための全庁的な取り組みとして運用している。

問 3 : 条例制定後の市民周知手法はどのようなものか。

答 3 : 市民検討委員会の会議は公開とし、議事録と資料はHPに掲載。

検討委員会からの提言書を各コミュニティセンターに配付。

条例に基づく行政の取り組みを毎年お知らせ。

広報紙で定期的に条例に関する記事を掲載。

問 4 : 行政評価の仕組みは設けていないのか。

答 4 : 毎年、総合計画進捗管理の一環として 50 本ある各施策について市民 3,000 人を対象にアンケートを行い、市民の実感を把握しながら評価に取り入れている。また、総合計画策定審議会において専門家や市民も入れて施策の評価を行っている。

問 5 : 「市民の定義」についての議論はどのようなものだったか

答 5 : 帯広市に住民登録をしている方のみとするか、通勤・通学等で帯広に来る方も含めて市民とするかについて幅広い議論になったが、結論として帯広市は広く規定することになった。帯広市は近隣町村と不可分の圏域を形成している。この圏域 26 万人の力をまちづくりに生かすべきという思いがあったのではないかと受け止めている。

問 6 : 条例制定に関して高校生や未成年者の扱いは。

答 6 : 高校生ワークショップを開催し意見を聞いた。まちづくりには 5 ～ 10 年スパンで時間がかかるため、彼らの意見は無視できないと考えている。

問 7 : まちづくり基本条例の市民への浸透度はどうか。

答 7 : 大きな課題。個別分野であれば関心を持つ市民は一定数いるが、総体となるとなかなか進まない。少しずつ、市民と行政との距離を近づけるしかない。ただ、市民アンケートの「市民と協働のまちづくりが進んでいると思うか」との問いに対し、肯定的な回答の割合が 49.8% (H22) から 58.6% (H25) に上昇している。

問 8 : 条例制定に踏み切る際、「市民協働指針で十分」という意見はあったか。

答 8 : 議会で、「地方自治法等の上位法や市民協働指針があるのに、まちづくり基本条例が必要なのか」という議論はあった。その上で、基本条例で明確に定めて取り組む事が大切として条例制定に踏み切ったところ。

問 9 : 議会や議員に関する条項を盛り込まなかったのはなぜか

答 9 : 盛り込むべきだという議論もあったが、市政を推進する行政と、それをチェックする議会という関係性を大切にするという判断があった。議会でも「議会の独立性を考慮すべきとした」との市長答弁をしている。

第4章 情報共有

- 第13条 情報共有
- 第14条 情報公開
- 第15条 個人情報保護

第5章 市民参加及び協働

- 第16条 市民参加
- 第17条 協働
- 第18条 子どものまちづくりへの参加
- 第19条 男女平等参画
- 第20条 住民投票
- 第21条 市民意見提出手続

第2章 権利及び責務

- 第6条 市民の権利
- 第7条 市民の責務
- 第8条 事業者の責務
- 第9条 市長の責務
- 第10条 市職員の責務
- 第11条 議会及び議員の責務

第3章 コミュニティ

- 第12条 コミュニティ

第6章 行政運営

- 第22条 基本構想等
- 第23条 財政運営
- 第24条 行政運営
- 第25条 行政評価
- 第26条 行政手続
- 第27条 他の自治体等との連携

第7章 この条例の見直し

- 第28条 この条例の見直し

第1章 総則

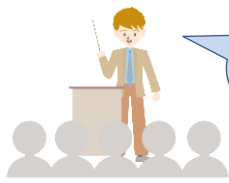
- 第1条 目的
- 第2条 この条例の位置付け
- 第3条 定義
- 第4条 基本理念
- 第5条 基本原則

前文

※ この構成は（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会の今後の検討等によって、変更になる場合があります。

市民への情報提供について

作業の段階		1. 条例素案のたたき台を基にした検討	2. 条例素案作成～パブリックコメント	3. 条例案議決～条例施行
情報内容		①自治基本条例の定義の説明【資料4】 ②検討委員会の傍聴案内	①条例素案の内容のお知らせ 【逐条解説】	①条例の内容のお知らせ 【概要版パンフレット】
提供 方法	検討委員会	・公開(傍聴人の募集)	・公開(傍聴人の募集)	
	H P	・検討委員会開催のお知らせ ・議事要旨、配付資料の公開	・検討委員会開催のお知らせ ・議事要旨、配付資料の公開 ・条例素案、逐条解説の公開	・条例の公開 ・概要版パンフレットの公開
	広報くしろ	5月号:「自治基本条例を作ります」 6月号:「講演会開催のお知らせ」	8月号:「セミナー開催のお知らせ」 10月号:「素案とパブリックコメントのお知らせ」	3月号:「条例施行のお知らせ」
	講演会・ セミナー	6/27:講演会「これからの釧路のまちづくりと 自治のしくみについて考える」	8/31:セミナー(わっと10周年記念フォーラム)	
	団体との 意見交換	4/24 女性団体協議会総会 5/26 社会福祉協議会理事会 5/28 社会福祉協議会評議員会 (その他は調整中)	(調整中)	
	F Mくしろ	6/16 市役所からこんにちは	(調整中)	(調整中)
	F i t	(調整中)	(調整中)	(調整中)
	地域協議会	(調整中)	(調整中)	(調整中)



解説します！

自治基本条例の主なポイント

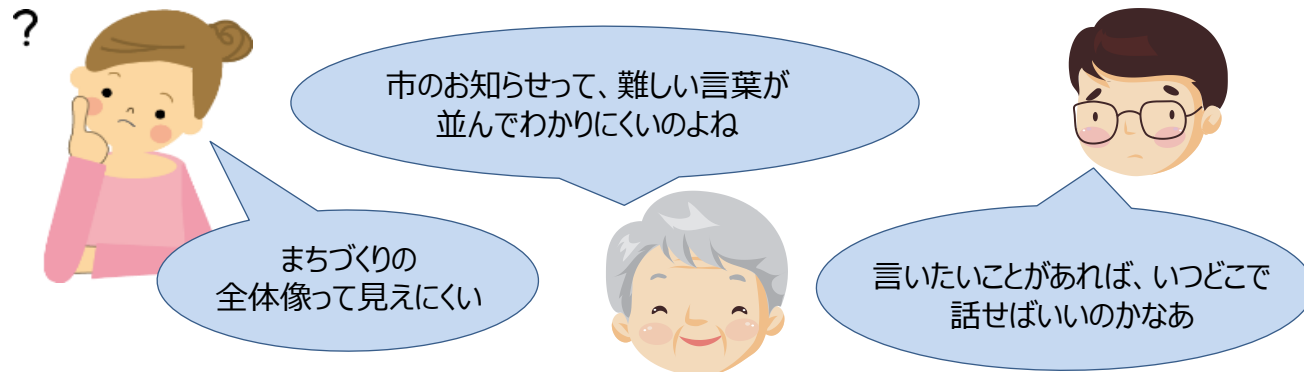
条例が目指す 大きい目標

よりよいまちに向っていくためには、市民みんなでまちづくりのことを知り、参加できることが大切です。
自治基本条例はまちづくりをしっかりと支えていくみんなの役割、考え方、仕組みなどをわかりやすく整理し、みんなのまちづくりへの参加を進め、市民が主体のまちづくりを実現するための基本的なルールを定めた条例です。

自治基本条例のポイント その1

情報共有

まちづくりは、まず「知る」ことから！



- ◆市は市民にわかりやすく情報を提供します。
- ◆市民はまちづくりへの関心を高めて情報を集めます。
- ◆市と市民はお互いに情報を共有します。

自治基本条例のポイント その2

市民参加

まちづくりに参加しよう！

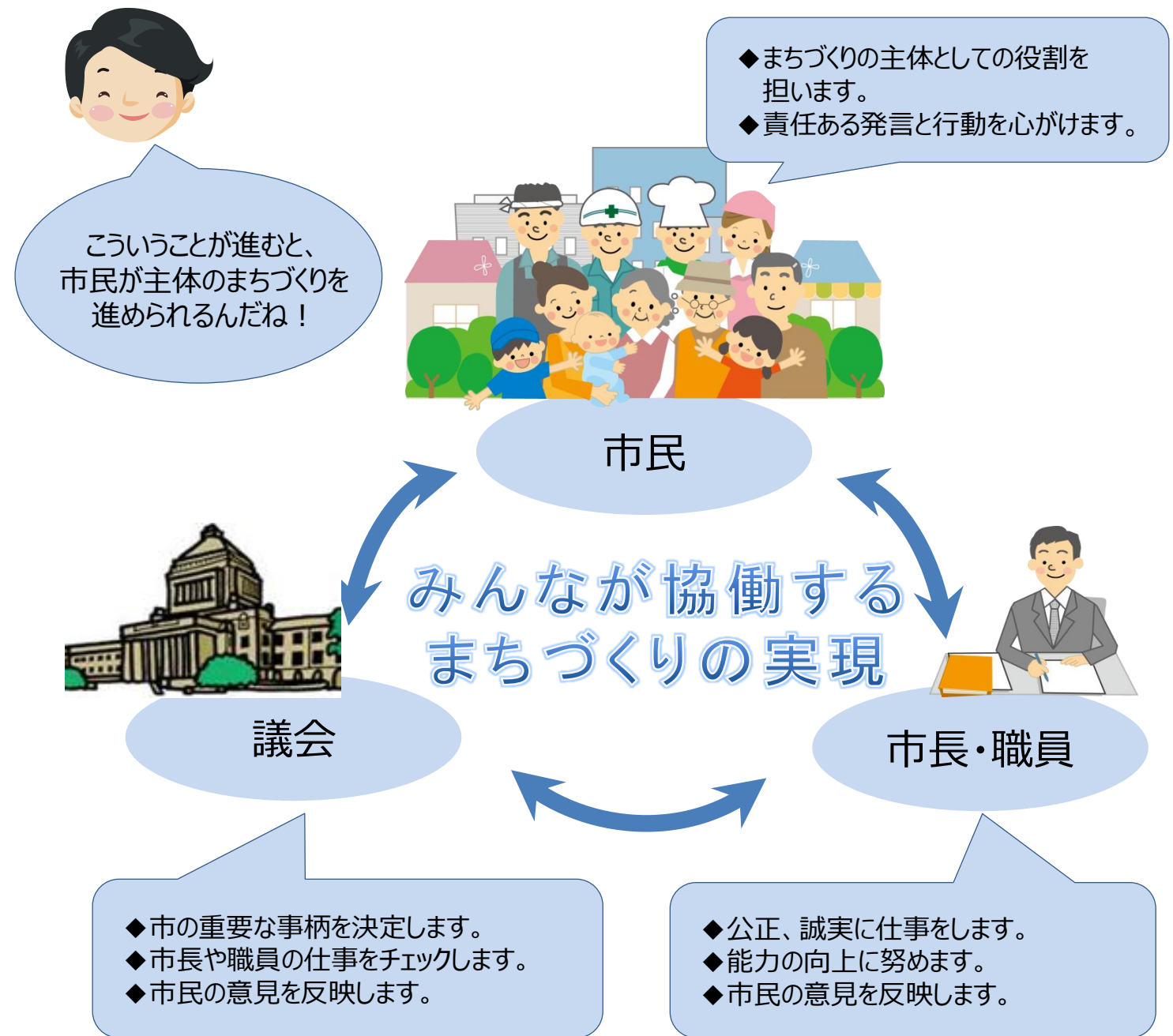


- ◆市はまちづくりへの市民参加の機会をつくります。
- ◆市民はまちづくりに参加するように努めます。
- ◆市と市民は協働でまちづくりを行います。

自治基本条例のポイント その3

役割分担

市民、議会、市長・職員が役割を果たして、共に協力し合ってまちづくり！



平成 26 年 2 月議会における質疑要旨

1. 代表質問

(政進会 鶴間議員)

兵庫県朝来市が取り組んでいる新しい地域自治システムについて、これは、自治会や団体、個人の枠組みを超えて、小学校区毎に「地域自治協議会」を組織するシステムであるが、このシステムが非常によく機能しており、朝来市の自治基本条例にも地域自治協議会の設立とその要件を明記している。釧路市としてもこれから策定する自治基本条例にこの地域自治組織の設立と要件を明記すべきではないか。

(蝦名市長)

釧路市には、市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るために設置した釧路市地域協議会が旧市町単位で設置されており、地域課題の解決に向けた意見をいただいている。こうした組織においても、自治基本条例について、市民と行政の役割分担、市民協働の推進など、しっかりと議論いただけるものと考えている。

(政進会 鶴間議員)

条例検討において、地域協議会など自治組織のあり方を議論すべきではないか、検討委員には阿寒、音別地区からの委員がいないようであるが、合併後のまちづくりという観点から、そういった自治システムの検討をすべきではないか。

(蝦名市長)

阿寒、音別地区からの意見も広くお聞きし、条例の検討を進めたい。

(市民連合議員団 宮田議員)

平成 26 年度における検討項目、スケジュール等、進め方についてどのような考えか。

(蝦名市長)

検討委員会では、事務局が作成するたたき台をもとに、条項について逐条で検討していくこと、様々な機会を捉えて、市民のみなさまから意見をいただきながら条例素案の作成作業を進め、パブリックコメントを経て、26 年度中に条例案を提案したいということ、条例の施行時期は平成 27 年度当初を目標にするが、議論の深まりを踏まえて判断したい。

(市民連合議員団 宮田議員)

検討委員会の進め方について、決して迅速になることのないよう、行政、議会、市民がともにそれぞれの役割、責任を果たし、ともに英知を結集して、後の世代に私たちのふるさと「くしろ」を、自信を持って引き継いでいけるよう、釧路市のまちづくりの最高規範として、実効性を伴う質の高い条例となることを期待するが市長の見解を。

(蝦名市長)

これまで2年間、検討委員の皆様大変ご熱心にご検討いただき、条例の様々な項目について議論を重ねていただいた。その中で、行政、議会、市民がそれぞれの役割を認識し、責任を果たしながらまちづくりに参画することが大切であるという考え方で一致しており、そのために必要となる情報共有と市民参加を保障し、まちづくりの規範となる釧路市の条例を市民のみなさまのご意見も踏まえながら制定していく

(市民連合議員団 宮田議員)

条例の名称に関して、会派の視察先の寝屋川市では、『みんなのまち基本条例』という名称が、子ども達にも分かりやすく広く市民に受け入れられると考えており、是非参考に検討を。

(蝦名市長)

検討委員からもわかりやすく親しみやすい名称をとの意見も出ており、寝屋川市の名称についても参考事例の一つとして検討委員のみなさまに紹介していく

(市民連合議員団 宮田議員)

市民周知、意識醸成が非常に重要であり、広報やホームページだけでなく、FMくしろなどメディアの協力、シンポジウムや連町、町内会との意見交換会などについて、今後の見込みをどう考えているか、また市役所全体が条例の意味、意義を深く認識し、共通理解のもとに統一感を持った取組が必要と考えるが市長の見解を。

(蝦名市長)

広報やホームページ、報道機関を通じた情報発信、講演会やセミナー、連町をはじめとした市民の皆さまとの意見交換など、様々な機会を捉えて市民周知と意識醸成に努め、市役所全体にもしっかりと共通理解のもとでの条例の制定を目指す。

2. 一般質問

(政進会 松永議員)

各自治体の自治基本条例を自治体の最高規範として位置づけ、他の条例等の制定や改廃について、自治基本条例の内容と適合させること、憲法や法律との整合性、住民投票における「市民」の定義など、様々な問題があり、慎重に議論すべきという声が多くなっている。そうした現状を踏まえ、市長は自治基本条例制定の必要性をどのように認識しているのか。

(蝦名市長)

政策プランにも掲げている『自立的な発展を目指すまちづくり』に向けて進むためには、釧路で働き、暮らし、思いを寄せる多くの市民の方々と共に、あらゆる場面において、よりよいまちづくりに向けた力を発揮していくことが不可欠であると考えている。検討委員会の報告書の趣旨を踏まえたうえで、『市民と協働するまちづくり推進指針』により、これまで育ててきた市民との協働をベースに、今求められる地域経済の活性化や防災・減災などの取組に向け、市民とともに様々な課題を乗り越え、釧路市が最大限の力を発揮していくためには、釧路市にとっての自治基本条例の制定が必要であると認識したところである。

3. 総務文教常任委員会

(政進会 鶴間議員)

本会議の質疑で、阿寒、音別地区の方の意見をしっかりと聞くという答弁であったが、検討委員会のメンバーに入れるということか。

(理事者)

検討委員会への参加を念頭に検討する。

(政進会 鶴間議員)

平成27年度は合併して10年の節目であり、地域協議会の見直しもあるが、自治基本条例の中に、地域協議会の見直しについて条項に加えてほしい。

(理事者)

条例案の検討においては、まちづくりの参画の仕方についても議論いただき検討したい。

FAX送信先：0154-22-4473

(釧路市総合政策部都市経営課宛)

感想記入シート

第14回検討委員会（平成26年5月16日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp